

学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の強化について

1 事業主団体への要請等

○事業主団体への要請（新規）

アンケート調査の結果を踏まえ、労働基準関係法令違反のみならず、無理なシフトの設定等学業に支障をきたすようなトラブルも見受けられることから、労働基準関係法令の遵守や学生は学業が優先であること、無理な人員配置を控えていただく旨等について、事業主団体に対する文書要請を行う。

○学生アルバイトが多い業界団体等への要請や意見交換（新規）

学生アルバイトが多い業界の団体等に対し、学生アルバイトを活用する上での課題（労働基準関係法令違反のみならずシフトの設定等も）について、文書要請や意見交換を行う。

○都道府県労働局長による助言・指導等の実施

アルバイトのシフトの設定を巡るトラブルなど民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長による助言・指導等を実施する。

2 周知・啓発など情報発信のさらなる推進

○チラシ・冊子等の作成による周知・啓発（新規）

学生アルバイトに関する具体的な問題事例等や、特に事業主に対し、学生は学業が優先であること、授業や試験期間におけるシフトの設定に配慮いただきたいこと等を示したチラシ・冊子等を作成し、周知・啓発を図る。また、より効果的な周知・啓発が図れるよう、関係機関・企業等へ協力を依頼する。

さらに、労働条件明示のモデル様式（シフトの設定にあたっては学業に留意する旨を明記したもの）を学生に配布し、本人や大学等におけるアルバイトの労働条件の確認のための利用促進を図る。

○高校生向けアンケートの実施による実態把握（新規）

高校生向けアンケートを実施して実態把握を行い今後の対策につなげる。

○高校生に対する労働法教育の充実（新規）

労働法について高校の公民等の授業の中で教えやすく生徒も学びやすいような、教材を含む学習プログラムを作成することを検討。

○高校、大学等への労働法制の普及にかかる講師派遣やセミナー等の実施（拡充）

高校、大学等において実施するセミナーや講義等を通じ労働法制の周知を図る。また、アルバイトに係る問題への窓口機能を強化してもらうべく、各大学等の学生支援部署の職員向けに参考となる冊子等の配布や説明会・研修会等を開催する。

○「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの全国での実施等（拡充）

28年度は全国規模で広報活動、リーフレットの配布などを重点的に実施する。

また、26年11月に開設した厚生労働省の労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」による情報発信を行うとともに、SNS等を活用し、アルバイトをする前に知っておくべき内容について周知を図る。

3 相談への的確な対応

○大学における出張相談（新規）

学生数が多い大学等を中心に年1回程度（アルバイトキャンペーン期間中）、都

道府県労働局による出張相談を実施する。

○労働基準監督署、総合労働相談コーナー等における相談対応（一部新規）

労働基準監督署、総合労働相談コーナー（各労働局及び各労働基準監督署に設置）において懇切丁寧な相談対応を行う。アルバイトキャンペーン期間中には、総合労働相談コーナーに若者相談コーナーを常設する。また、夜間・休日は、無料の電話相談ダイヤル「労働条件相談ほっとライン」で相談対応を行う。

○申告・相談がなされた事業場に対する優先的な監督指導の実施

学生アルバイトの方がいつでもメールで相談できる「労働基準関係情報メール窓口」に寄せられた相談を含め、労働基準関係法令違反の申告・相談がなされた事業場に対して、労働基準監督署において優先的に監督指導を実施し、法令違反が認められた場合には、その是正を図るよう指導を実施する。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_ju_n/mail_madoguchi.html)